

A L L たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832
 柏市北柏3-5-4日暮ビル6F
 電話：04-7164-1283 FAX：04-7164-1284
 e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

労働基準監督署による 最近の送検事例 (労災関連)

◆東京労働局が送検事例を 公表

東京労働局では、労働基準監督署が送検した事例をホームページ上で公表しています。ここでは、労災事故に関連した最近の送検事例を見てみましょう。

◆労災かくしで道路旅客運送業者を書類送検

平成 24 年 2 月、タクシー会社の駐車場で労働者がハイヤーを洗車していたところ、転倒して手首を骨折し、休業 4 日以上に及ぶ労災事故が発生しました。

労働安全衛生法では、「休業 4 日以上」を要する労災については、遅滞なく所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出することを義務付けていますが、この会社は労災の発生を隠ぺいするため報告書を提出していませんでした。

中央労働基準監督署は、タ

クシー会社と営業所長を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 25 年 8 月に東京地方検察庁に書類送検しました。

◆工事現場の墜落死亡災害で 書類送検

平成 24 年 4 月、高架橋の防風柵新設工事現場で、建設工事業者の労働者（当時 19 歳）が、つり足場の組み立て作業中に足場から約 13 メートル下の運河上に墜落して死亡しました。

労働者につり足場の組立て作業を行わせる場合は「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者の中から作業主任者を選任し、作業主任者に作業の進行状況および保護帽と安全帯の使用状況を監視させなくてはならないところ、この工事業者は、選任した作業主任者が当該現場に不在であり作業の進行状況と安全帯の使用状況を監視していないことを知りながら、被災労働者らに作業をさせていたことが判明しました。

亀戸労働基準監督署は、工事業者と工事部長を労働安全

衛生法違反の疑いで、平成 25 年 9 月に東京地方検察庁に書類送検しました。

◆労基署関連のドラマが スタート

労基署が送検を行うのは特に重大な事案の場合に限られますが、「労働安全衛生法違反」以外にも、「労働基準法違反」や「最低賃金法違反」等で送検を行うことがあります。

なお、この 10 月から、労働基準監督官を主人公としたドラマ「ダンダリン」（日本テレビ・水曜 22 時～）の放送がスタートしたこともあり、今後、労働基準監督署や労働基準監督官に注目が集まるかもしれません。

職場での受動喫煙率は 何パーセント？

◆職場での受動喫煙率の状況

厚生労働省の調査により、他人の煙草の煙を吸わされる「受動喫煙」がある労働者の割合が 2 人に 1 人（51.8%）

となったことがわかりました。

この調査は、2012年の「労働者健康状況調査」で、従業員10人以上の1万3,332事業所とそこで働く1万7,500人を対象として行われました。

喫煙者の減少や企業の対策強化により、受動喫煙率は、5年前の前回調査の3人に2人(65.0%)よりは改善しましたが、依然として2割近い職場では受動喫煙対策が取られていない、また、職場の喫煙を不快に感じたり体調を崩したりする労働者が3割もいるなどの状況があります。

◆受動喫煙防止に向けた 法改正・助成制度

厚生労働省は「平成29年度までに、受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする」という目標の達成を目指していますので、今後も法改正や新たな制度の実施がなされる見込みです。受動喫煙防止対策を企業に義務付ける労働安全衛生法の改正案も、再び国会に提出されそうです。

厚生労働省では、労働者の健康を確保するため、平成23年10月から受動喫煙を防止するための助成金制度を行っています。

この制度は、中小企業事業主を対象に、職場での受動喫煙を防止するため喫煙室の設置などを行う際に利用されています。今年5月の改正で助成対象が全業種に拡大され、

補助率もアップ(上限200万円)されました。

◆喫煙と健康管理

近年は愛煙家には厳しい時代になっていますが、喫煙者自身にとっても、他人の煙は嫌な人が多いのではないのでしょうか？

また、高血圧等、身体に異常のある方については、喫煙により脳・心臓疾患のリスクが著しく高くなるとも言われています。

この機会に、健康管理という面からの、職場の受動喫煙対策を検討してみてもよいかもしれません。

11月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

12月2日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]

行]

- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]